

平成30年度 第29回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成30年8月28日（火）

開会 午後2時00分

○事務局（中野課長代理） ただいまから第29回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課課長代理の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、ただいまご出席いただいております委員の皆さま方につきましては、委員7名中4名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、黒坂委員、清水委員、仁平委員におかれましては、本日所用のためご欠席されておられます。

ここで傍聴者の皆さまにお願いをいたします。あらかじめ事務局のほうからご説明させていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力のほう、よろしくお願いいたします。また本日4社の方が取材に来てございます。

報道関係者の皆さまにおかれましては、あらかじめ事務局からご説明いたしました通り、取材にあたりましては会議の進行の妨げにならないよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、大阪市環境局長の北辻よりご挨拶申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北辻局長 環境局長の北辻でございます。本日は大変ご多忙の中、委員の皆さま方には大阪市路上喫煙対策委員会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。本委員会の開催にあたりましてご挨拶申し上げます前に、この場をお借りしましてまずはお報告とお詫びを申し上げたいと思います。

去る8月15日でございますが、大阪市城東区におきまして当局のごみ収集車両が自転車と接触する事故を発生させ、被害者の女性におかれましては救急搬送されました

病院において8月17日お亡くなりになりました。市民の尊い命を奪う重大な事故を発生させましたことにつきまして、ご遺族の皆さまに対し深くお詫び申し上げますとともに、お亡くなりになった故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。環境局といたしましては、今後二度とこのような事故を起こすことのないよう、徹底した事故の原因究明と再発防止に総力をあげて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）につきましては1月26日に諮問をさせていただきまして、7月5日の委員会では禁止地区指定にあたっての啓発方法や喫煙場所についてご議論を賜ってまいりました。本日はこれまでの委員会でのご議論を踏まえ、事務局より喫煙所の設置にかかる検討状況や答申（案）等についてご説明を申し上げ、委員の皆さま方にご意見を賜りたいと考えております。

この間、「健康増進法」の改正や本市においても大阪府と連携して独自の受動喫煙防止条例の検討が進められるなど、「喫煙」を取り巻く状況が大きく変化しております。委員の皆さま方におかれましては、本日も活発なご審議を賜りますようお願いを申しあげます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（中野課長代理） ありがとうございます。それでは本日は委員改選後、初めての委員会でございますので、ここで委員の皆さんのご紹介をさせていただきます。

お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿の順にご紹介させていただきます。お名前をご紹介させていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶のほう、よろしくお願いいたします。はじめに、太田委員でございます。

○太田 太田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 小林委員でございます。

○小林委員 大阪商工会議所の小林でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（中野課長代理） 平井委員でございます。

○平井委員 大阪市地域女性団体協議会の副会長でございます、平井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 山西委員でございます。

○山西委員 山西です。どうかよろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） 続きまして委員長の互選を行いたいと思います。大阪市路上喫煙対策委員会規則第2条で、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定してございます。委員の皆さんの互選により、委員長の選出を行っていただきたいと思います。

どなたか挙手のほう、いただけないでしょうか。小林委員、お願ひいたします。

○小林委員 それでは僭越ですが、私からご提案申し上げたいと思います。委員長には弁護士の山西委員をご推薦申し上げたいと思います。

○事務局（中野課長代理） ありがとうございます。ただ今、小林委員のほうから山西委員に委員長ということでお願ひしてはどうかというご提案がございました。ほかにご意見はございませんでしょうか。

ないようでございますので、山西委員に委員長をお願ひいたしたいと存じます。異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

○事務局（中野課長代理） ありがとうございます。

ここで山西委員長にご挨拶いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山西委員 僭越ですが、前回に引き続き委員長をさせていただきます。大変重要な路上喫煙禁止地区をまた決めようかというときでございます。どうかよろしくご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○事務局（中野課長代理） ありがとうございます。それでは、事務局のご紹介をさせていただきます。改めまして、環境局長、北辻でございます。環境局事業部長、深津でございます。

○深津事業部長 深津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 環境局事業部事業管理課長、西尾でございます。

○西尾課長 西尾でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 本日は中央区役所からも出席いただいております。中央区役所副区長、木口でございます。

○木口副区長 木口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） また、これまで路上喫煙対策にともに取り組んでまいりました健康局、危機管理室、消防局につきましてもご出席させていただきます。それでは委員長、席のほうにお願いします。

それでは議事に入ります前にお手元にお配りさせていただいた資料の確認をさせていただきます。はじめに、本日の「路上喫煙対策委員会次第」でございます。次に、先ほどご覧いただきました委員名簿と本日の配席図でございます。次に、「第29回大阪市路上喫煙対策委員会資料」と記した1枚もののペーパーを表紙にしまして、黒色のクリップで留めさせていただきます。クリップを外していただきますと、資料番号毎にまとめた資料でございます。資料1といたしまして、新たな喫煙所の検討についてと書かれた資料でございます。次に資料2といたしまして、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について（答申（案））でございます。さらに、参考資料といたしまして条例・規則等をまとめたものをお配りしてございます。

また、委員の皆さまにつきましては「たばこ市民マナー向上エリア制度応募団体資料」もお配りしてございます。資料の漏れはございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては山西委員長に進行をお願いしたいと思

います。委員長、よろしくお願ひいたします。

○山西委員長　それでは議題に入ります前に、まず委員長代理の指名を行いたいと思います。大阪市路上喫煙対策委員会規則第2条第3項で「あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。」と規定されておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。

本日は所用により欠席されておりますが、前期の任期に際にも委員長代理を務めていただきました黒坂委員に引き続きお願ひしたいと思っておりますが、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　本来であれば黒坂委員に一言ご挨拶いただくところですがご欠席ですので、引き続き議題に入らせていただきます。

まず1つ目の議題である「『路上喫煙禁止地区』の新たな指定について」に関わりまして、喫煙場所の設置について事務局のほうからご報告をお願ひいたします。

○西尾課長　環境局事業管理課長の西尾でございます。本日はよろしくお願ひいたします。失礼ですが、着席してご説明させていただきます。

それではお手元の資料1という資料をご覧ください。1ページ目ですけれども、新たな喫煙場所の検討について、当委員会におけるこれまでの答申なり留意点等の部分につきまして、前回に引き続き、掲載させていただいております。

平成19年9月第2回中間答申では「路上喫煙禁止地区」指定に伴う喫煙設備の考え方、あるいは2点目の項目といたしまして「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件、いうことでご答申いただいております。

また平成25年6月の答申では、「喫煙設備についての留意点」ということで、新たな禁止地区の指定にあたっては、「禁止地区」における路上喫煙を規制するだけでなく、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保、提供も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内または禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険

を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ喫煙設備を設けられたい、という留意点でご意見を賜ったところでございます。

また平成26年10月の答申では新たな「路上喫煙禁止地区」といたしまして、「都島区京橋地域」の指定にあたって、喫煙設備について地元のご意見等もございましたけれども、この前の当委員会における答申、あるいは留意点等を踏まえる中で、最後のところですが、地元の協議会と十分に協議した上で禁止地区内に喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼす怖れがなく、PR効果を持つ喫煙場所を設けるようご答申いただいたところでございます。

そうした中で今回、新たな喫煙設備設置場所の検討ということで2ページをご参照ください。前回にも複数の喫煙場所の設置場所の候補地、いろいろ行政内部で道路管理者等と交渉といたしましうか、協議、調整を行ってきたのですが、残念ながら4カ所の地域につきましては、いろんな角度から検討した結果、設置は見送るべきという判断に至ったところでございます。

一方、この2ページの下側の道頓堀リバーウォークでございますけれども、前回も河川管理者等関係先と調整中ということでご報告させていただきました。リバーウォークにつきましては、現在、プロポーザル方式による管理運営事業者募集に基づきまして、そのリバーウォークの運営管理につきまして、民間のほうに管理運営を委託されておられるのですが、これの契約期間が今年度末をもって終了するというところで、新たに平成31年4月からの新規募集というのでしょうか、公募を平成31年度から平成41年度にかけての10年間ということで先日、公募に着手したところでございます。年内に新たな管理運営事業者が決定するというように伺っております。

そうした中で受託者が決定次第、このリバーウォークにつきましては地元の団体様等、有識者で構成いたします「道頓堀川水辺空間利用検討会」がございまして、受託者が決定次第、どのように事業展開していくのかというような部分につきまして、年明けの2月ぐらいに水辺空間利用検討会が開催されるということをお知らせしております。

伺っておるところでございます。

現状、道頓堀のリバーウォークにつきましては、非常に人が憩う場所でありまして、休憩を取られている方がいらっしゃいます。そうした中で河川管理者ともいろいろ協議、調整を進めておりますけれども、現在の管理運営を受託されておられる企業様にもご相談に伺わせていただいた中で、やはりたばこのポイ捨て、吸い殻とかが散見されるということも伺っております。そうした意味においては、ほかの散乱ごみ等も含めて清掃の問題というのを1つの課題として認識しておられるということでご意見をいただいたところでございます。

そうした中で、実は道頓堀リバーウォークは、10月の13、14日の土日の2日間でイベント開催を計画されておられまして、中央区役所さんもその事業に参画されておられるのですが、その2日間で試験的にはございますけれども、テスト的に喫煙設備を置かせていただいて、置くことによって喫煙設備というのはいいものなのかどうなのかという部分も、アンケート調査ということで水辺空間を利用される市民の方々のご意見も伺っていきたいということで、現在、河川管理者と協議を進めているところです。

そうしたアンケート結果の実施状況等もある中で、ご意見を分析させていただいて、新たな管理運営の受託事業者様と、またあるいは水辺空間の委員会でもこうしたテストを行った結果、こういうふうなご意見をいただいていますということもご報告をさせていただく中で、リバーウォークに一定の喫煙場所の確保につなげていきたいと現在考えておりまして、河川管理者等と協議を継続的に進めておるところでございます。

また、上側でございます三休橋交差点内、中央分離帯を今回初めて資料としてご提示させていただいているのですが、前回の委員会におきましても、やはり1キロにも及ぶ長い禁止地域の指定ということで、南側につきましては高島屋前の広場のところに現在も喫煙場所がございます、それを利活用することが両商店街のご意向

ですけれども、一方で前回の委員会の中ではやはり1キロにも及ぶ長い禁止エリアになるので、南は高島屋前を利活用、北側につきましては心齋橋の北の入り口である長堀通りに面したところで喫煙場所を確保できるのであれば、両商店街における路上喫煙防止対策の取り組みもより一層実効性を担保できるのではないかというご意見をいただきましたところ。

そうしたご意見も頂く中で、この間、中央区役所と私ども事務局のほうで適地がないか、候補地がさらにないかということで周辺をいろいろ調査していく中で、3ページの地図になりますけれども、心齋橋筋が黒の太実線で示しておりまして、それからちょっと右のほうの長堀通りを横切って右のほうで、黒枠実線の斜線で示した部分。ちょうど長堀通り、片側3車線か4車線ある通りですけれども、真ん中の中央分離帯。ここがいわゆる植樹帯になっておりまして、地下の部分がクリスタ長堀や、駐車場とかいうかたちで地下空間が利用されていますけれども、その上の1階の部分につきまして今、緑地帯が整備されておるところですけれども。2ページに戻っていただきましたら、この長堀の中央分離帯、緑地帯のところ、北側から撮影した部分がこういうかたちになっておりまして、地下の部分の通排気口の建物はございますものの、その右側に大きな木がありまして、かなり広いスペースを確保できそうな状況がございます。40平米程度の喫煙スペースが確保できる見込みです。現在道路管理者、あるいは樹木管理の担当は公園事務所になるわけですけれども、行政機関と意見交換というか、この部分につきまして占用許可をいただけないかということで協議を進めさせていただいておるところです。

私ども事務局といたしましては、これまでの委員会における答申や留意点の部分、できるだけ地域内、もしくはできる限り近い場所に喫煙場所は設置すべきというご答申等を重く受け止めておりまして、また、今回のこの戎橋筋、心齋橋筋の商店街を禁止地区に指定するにあたりまして、パブリック・コメントを取りましたけれども、そうしたパブリック・コメントにおける市民の皆さまのご意見も、喫煙場所についての

ご意見を最も多くいただいています。

やはり、喫煙場所という部分につきましては確保すべきという意見だったと思います。そうした部分をきちんと受け止める中で、まだ決定には至っておりませんが、この両候補地。リバーウォークの部分でテスト設置を経て、またアンケート調査をやって、その分析をもとに水辺空間委員会様とも協議や、ご説明もしていく中で設置も進め、また、長堀通りのほうにつきましても、心齋橋筋から当該の緑地帯のスペースは120メートルほど離れたところにありますものの、一定の広いスペースも確保できるという観点から協議を進める中で設置に向けた努力は引き続き、続けて行きたいと考えております。いずれの2つの候補地につきましても、現在行政内部で検討を進めているところでして、行政内部あるいは管理運営事業者にもご相談させていただいている状況でございます。地元の意見につきましては前回の委員会でもご説明させていただきましたけれども、まず行政内部での、出来る、出来ないの決定をやらさせていただいた上で次は地元様にも丁寧なご説明をしていく中でご了解を取り付けて参りたいと考えているところでございます。

今回、決定には至っておりませんが、新たな候補地としまして三休橋についても検討するつもりということでご報告させていただきます。設置場所の決定につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山西委員長 ありがとうございました。いかがでしょうか、質問。喫煙場所の設置及びその場所に関して、委員の皆さん。ご意見なり、ご質問ございますでしょうか。どうぞ。

○太田委員 太田でございます。今、三休橋のほう、40平米と仰っていましたがそれって前の資料で見たのですが、灰皿が10基ぐらいの、それぐらいの大きさなのでしょうか。

○西尾課長 お答えいたします。高島屋前の広場に設置しております喫煙場所が灰皿10基。容器2つの5セットいうかたちで10基置いておりまして、スペースにつきま

しては56平米で、点在化して置かしていただいております。2つをセットで置いていただきまして、その周りにいわゆるパーテーションでマナーステーションというんでしょうか、啓発の部分の表示もしております。その部分を直線で囲ったら56平米で、それに対して今回40平米ですので、空地の関係の取り方もございますけれども、10基近くの灰皿の設置は可能と考えております。いろいろ道路管理者とかの許可の基準とかがありますので、通路も確保しなければならないという基準もある中で、通路は確保する。一方で、全体的な広場としまして40平米の確保は可能かなと思っております。

○山西委員長　ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。じゃ、次に移らせていただきます。前回の委員会の際に、事務局より次回の委員会で答申（案）についてお示しするとの表明がありました。今回、答申（案）が示されておりますのでご議論いただきたいと思っております。

はじめに、答申（案）について事務局から説明をお願いいたします。

○西尾課長　それでは「路上喫煙禁止地区の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について」答申（案）ということでご説明させていただきます。

資料2をご参照ください。1ページ、まずはじめにでございますけれども、条例制定からこれまでの禁止地区の指定、過料徴収の開始、マナーエリア制度の創設など、路上喫煙対策の取り組みについて振り返りますとともに、今回の諮問の意義について触れさせていただきました。答申内容につきましては4つの項目に分けて記述させていただきました。

2ページをご覧ください。まず1点目といたしまして、禁止地区の指定につきましては今回の禁止地区指定にかかるプロセスや意義について確認するとともに、禁止地区そのものがこれまでの委員会答申に合致していることを確認しております。

3ページをご覧ください。2点目といたしまして、禁止地区の区域（範囲）につきましては、「戎橋筋・心齋橋筋地域」が禁止地区の明確性が確保された地域であるこ

とを確認しております。また3点目といたしまして、喫煙所、喫煙設備につきましてはこの間の委員会での答申内容、あるいは諮問後の意見が反映された内容となっていることを確認し、引き続いての取り組みについて言及してございます。

4ページでございますが、4点目にその他といたしまして、路上喫煙防止を含む喫煙対策について時宜にかなった検証や見直しについて触れ、答申のまとめとさせていただきます。

これら4つの項目につきましては、いずれにつきましてもこの間の委員会でのご議論を反映し作成いたしました。委員の皆さま方の率直なご意見をいただきたく存じます。よろしくお願い申し上げます。

○山西委員長　ありがとうございます。それでは、今、事務局より示されました答申（案）についてご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、基本的にこの答申（案）については全体として賛同していくということよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ただ今、委員の皆さまのご賛同を得ましたので、本日この答申（案）を若干軸等々の修正があるかもしれませんので、そういう内容に関わらない修正に関しましては委員長である私にお任せいただけますでしょうか。ありがとうございます。

早急に事務局と整理した上で答申して参りたいと考えております。答申の成案につきましては、各委員に送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。ほかにご意見等ございますか。事務局のほうからでも。はい。

○西尾課長　ありがとうございます。答申（案）につきましてご審議賜りありがとうございました。山西委員長の指示を仰ぐ中で、遅くとも10月初めには答申の成案につきまして作成していただいた上で事務局から各委員の皆さまに答申の成案をお送りし、ご承認いただきたいと思います。その後、来年2月1日の禁止地区の指定、及び過料徴取の開始に向け、速やかに告示につなげて参りたいと存じます。

喫煙所の設置につきましても、引き続き関係者との協議、調整を進めてまいります。

すので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○山西委員長 喫煙場所の設置は2月1日までには間に合いそうですか。前のときの京橋も実施してからあとに設置ができたという経緯がありましたけれども、今回どうでしょう。

○西尾課長 今回、2点候補地を挙げさせていただいているのですけれども、とんぼりリバーウォークのほうは、2月に水辺空間の委員会が開催されるということで、そこでまずそうした経過等のご説明をしていかなければ駄目だと思っておりますので、その後を経まして、以降調整ということになっていきますので、2月の開始にはとんぼりウォークはそうした手順としては間に合わないかなと思っております。

一方で今日初めてご紹介いたしました三休橋の部分につきましては、今後精力的に関係先と細かな部分等も詰めてまいりますので、なんとか2月に間に合うように調整を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山西委員長 ありがとうございます。それでは続きまして「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体について、新たに応募団体があったようですので審議したいと思います。

この案件につきましては応募団体の個人情報も含めて審議していただくことになりますので、非公開で行いたいと思っておりますが、確認の意味も込めて、公開にするか非公開にするかについて大阪市の指針がございますので、これを事務局のほうから説明していただきたいと思います。

○西尾課長 それでは、お手元の参考資料をご覧ください。1番後ろにホッチキスで止めております資料でございますけれども、「審議会等の設置及び運営に関する指針」抜粋でございますけれども、解釈・運用の手引きに基づきましてご説明申し上げます。1枚めくっていただきますと、枠囲いの「1. 会議の公開基準」により、会議は公開するものと規定されております。しかしながら、2ページをご参照ください。2ページの枠囲い(1)のアの規定によりまして、「個人に関する情報がある場合」

は除くということから、非公開とする必要がございます。

たばこ市民マナー向上エリア制度につきましては、申請書等により参加者の名簿等について資料提供の上、ご議論いただくこととなりますので、このいわゆる個人情報に該当するような情報がございましたので、この事案につきましては非公開ということをお願いをしたいと思っております。以上です。

○山西委員長　それではこの「『たばこ市民マナー向上エリア制度』応募団体について」は非公開の取り扱いにしたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　ありがとうございます。それでは非公開の取り扱いといたしますので、傍聴者や報道関係者の方は申しわけありませんがご退席をお願いいたします。今回の委員会はこの案件で終了いたします。どうかご協力をお願いいたします。

《非公開》